



越路 1月 (No.94)

発行/越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL 越路 (02589) 2-3111 ■印刷/大川印刷所



賀正

明るく 住みよい 町づくりを

明けまして
おめでとーございます
静かにゴーンと鳴り響く除夜の鐘、一九七三年の年明け
を告げてくれました。
人それぞれに深い感慨と新春の慶びを与えてくれました
越路町もみなさんとともに十八年間歩んでまいりました
一九七三年も躍進の年でありますようお祈りいたします。
今年も丑年、いそがず、あわてず一歩、一歩大地を力い
つぱい確実に踏みしめ邁進したいものです。

今月の主な内容

- ▼老人医療無料化に
みんなの協力で
雪の克服を
- ▼成人を迎えられるみなさんへ
事故や犯罪をなくし
お正月をたのしく
- ▼年金と児童手当
師走ダブル選挙
- ▼市街化区域内の土地の
先買い制度

越路町長寿者番付表 昭和48年1月1日現在

東 (男)						西 (女)					
番附	住所	世帯主	氏名	生年月日	1月1日 歳	番附	住所	世帯主	氏名	生年月日	1月1日 歳
横	次下条	福	長	M 11. 7. 16	94	横	神谷	和	高	M 8. 8. 14	97
張出横	飯	フ	池	" 15. 12. 12	90	張出横	神谷	真	高	" 10. 12. 6	95
大	東	本	山	" 17. 1. 19	88	大	飯	正	山	" 11. 4. 7	94
張出大	塚	本	五十	" 17. 3. 7	88	張出大	神	久	永	" 11. 8. 31	94
同	西	本	清	" 17. 9. 22	88	同	飯	幸	山	" 13. 4. 10	92
同	岩	"	関	" 18. 6. 12	87	同	飯	仙	永	" 15. 4. 8	90
張出同	来	裕	藤	" 18. 8. 14	87	張出同	東	貞	内	" 15. 4. 15	90
小	塚	寅	山	" 19. 2. 3	86	小	浦	栄	佐	" 15. 10. 1	90
張出小	次	レ	内	" 19. 4. 22	86	張出小	不動	通	西	" 16. 1. 28	89
同	神	海	高	" 19. 8. 30	86	同	岩	真	鳥	" 16. 2. 22	89
同	野	本	長	" 19. 10. 3	86	同	同	金	佐	" 16. 4. 7	89
前	山	幸	浅	" 20. 6. 17	85	前	同	末	太	" 16. 4. 15	89
1	飯	本	丸	" 20. 7. 15	85	1	同	西	大	" 16. 8. 4	89
2	飯	本	岡	" 20. 8. 25	85	2	同	西	大	" 16. 8. 5	89
3	浦	本	岡	" 21. 5. 10	84	3	同	飯	忠	" 16. 8. 18	89
4	岩	本	酒	" 21. 8. 3	84	4	同	浦	軍	" 16. 8. 30	89
5	飯	"	田	" 22. 10. 17	83	5	同	小	坂	" 17. 1. 2	88
6	飯	亦	西	" 22. 11. 18	83	6	前	不動	藤	" 17. 1. 5	88
7	飯	本	伊	" 23. 5. 31	82	7	2	飯	敬	" 17. 3. 10	88
8	飯	本	丸	" 23. 6. 3	82	8	3	神	俊	" 17. 3. 17	88
9	飯	本	丸	" 23. 7. 22	82	9	4	飯	辰	" 17. 9. 21	88
10	西	本	大	" 23. 12. 26	82	10	5	飯	辰	" 17. 10. 3	88
11	塚	正	山	" 23. 10. 12	82	11	6	東	五	" 17. 10. 18	88
12	塚	本	小	" 21. 1. 1	81	12	7	飯	友	" 18. 1. 9	87
13	岩	"	若	" 21. 1. 6	81	13	8	飯	友	" 18. 2. 3	87
14	塚	"	若	" 21. 2. 19	81	14	9	浦	作	" 18. 6. 10	87
15	岩	"	小	" 21. 2. 23	81	15	10	中	沢	" 18. 7. 15	87
16	神	達	小	" 21. 3. 2	81	16	11	西	仁	" 18. 7. 15	87
17	来	本	小	" 21. 3. 2	81	17	12	次	七	" 18. 10. 7	87
18	飯	"	林	" 21. 3. 2	81	18	13	塚	七	" 18. 12. 17	87
19	飯	"	郷	" 21. 3. 1	81	19	14	飯	政	" 19. 3. 2	86
20	来	一	長	" 21. 4. 2	81	20	15	来	興	" 19. 4. 30	86
21	来	男	長	" 21. 4. 2	81	21	16	来	興	" 19. 5. 2	86
22	岩	本	関	" 21. 4. 16	81	22	17	岩	周	" 19. 5. 20	86
23	不動	"	関	" 21. 4. 17	81	23	18	神	良	" 19. 9. 18	86
24	神	秀	西	" 21. 5. 19	81	24	19	飯	本	" 19. 12. 19	86
25	神	本	高	" 21. 5. 28	81	25	20	飯	安	" 19. 12. 25	86
		正	若	" 21. 10. 28	81		21	不動	安	" 19. 12. 25	86

御免蒙長寿万歳

行司越路町長

越路町社会福祉協議会
越路町老人クラブ連合会

巡回税務

相談所開設

税金に対する苦情や、税金について
のいろいろの相談に応ずるため、
次により相談所が開設されます。
お気軽にお出掛けください。

- 一、日時 一月二十六日 十時～三時迄
- 二、場所 越路町役場
- 三、相談税目
所得税、法人税、相続税
贈与税等の税務全般の相
談および苦情
(関東信越国税局)

の心配ごと相談は 一月 十三日
今月 行政苦情相談は 一月二十二日
お気軽においでください

町の人口 (11月末日現在)

世帯数	2,965
人口	13,663人
内訳	6,635人
11月の住民移動状況	7,028人
出生数	14人
内訳	8人
転入数	63人
内訳	21人
死亡数	10人
内訳	8人
転出数	49人
内訳	11人
市内	38人



謹賀新年



年頭のあいさつ 町長 勝又俊導

ろしくお願い申し上げます。
さて、皆様御案内の通り昨年七月六日、郷土の産んだ偉人田中角栄先生が、内閣総理大臣に指名、就任されましたことは、私達の誇りとする所でありました。
総理大臣は、日本を救う道として、日本列島改造を力説され、決断、以って実行に踏みだそうとしていられます。此の間、生産第一主義から、生活優先主義へと発想の転換がなされ、バランスの取れた高度福祉国家の実現に全力を傾倒されつつあります。こうした状況を計画的に解決して行かなければなりません。地域の発展には、幾多の要素が必要ですが、先づ交通、通信の整備こそが、不可欠のものであります。此の意味から長

越路町の皆さま、明けましておめでとございます。お元気で新しい年を迎えられ、およろこび申し上げます。本年も相変りませぬ御心配、激励を頂きましたことに御礼申し上げます。厚く御礼申し上げます。一、意専心病気の回復につとめ、一日も早く登壇し、今迄の御迷惑を取返し、静養させて頂きまして、町

最近各方面で社会福祉を優先と叫ばれていまして、同時に私達も扶養意識の減退などにより老人問題は今や国民が一体となって取り組まなければならない緊急の課題であります。国においても現在年金、保健、福祉と各方面にわたって施策が講

明るい老後を



最も望んでいられる事であり、現在の老人口の増大

老人医療費無料化に

本人の配偶者および扶養義務者の前年所得が国民年金法の老令福祉年金の所得制限基準以下であること
3 国民健康保険や社会保険など

健康で

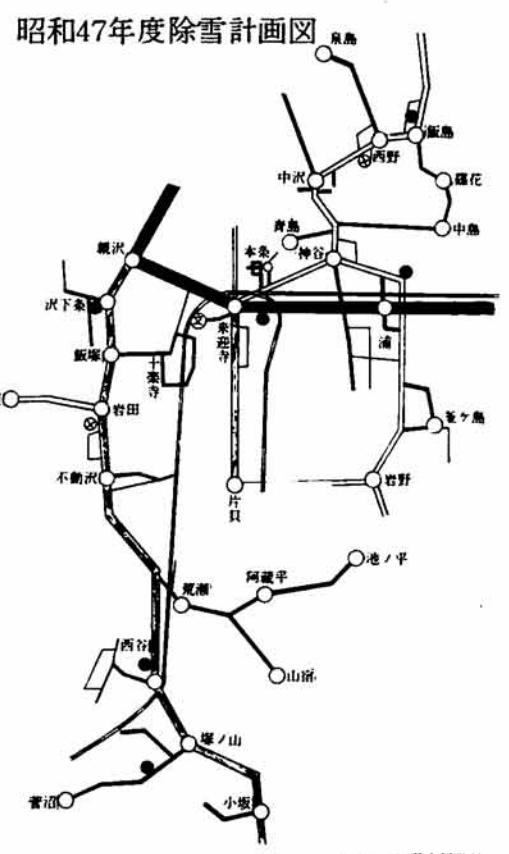
の医療保険に加入していること
①老人医療費を受けるための手続は
②老人医療費の支給を受けるためには居住地の市町村長に老人医療費受給者証の申請書を提出すること
③老人医療費受給者証は
④老人医療費請求書を交付し
⑤医療機関等で受診するときは
⑥老人医療費請求書を提出すること
役場ではすでに回覧等でお知らせして該当者の説明会を行い必要書類を交付いたしました。通知もれ等不明な点は役場町民課福祉係まで連絡下さるようお願いいたします。

みんなの協力で 雪の克服を

本格的な積雪期を迎え町では去る十二月四日、県土木部の除雪計画をもとに除雪対策協議会を開き今冬の除雪計画を決定し実施しております。
今年長岡土木事務所では町内に二ヶ所の除雪ステーションを配置



除雪ステーションを設置 幹線道路を確保



冬期間の駐車禁止区間

区間	区間	長さ	備考
町道 1	越路町大字東野寺482番地 至同町村松町2.055番地	7.100	7.1
町道 2	長岡市清沢町小幡田175の9 越路町大字東野山	1.500	1.15
町道 3	越路町大字東野寺甲2705の8	1.500	1.5

町道	区間	長さ	備考
町道 4	東野寺部内東野寺2.724番地	60	1号線第一号線之内

たばこを ご贈答に

たばこは
町内で
買います
タバコ代金の一部がたばこ消費税として町へ納付されます

激動する社会を乗切するため、国の偉大なる指導者をきずなとし、町民各位の英知と協力の下に明るい越路町の建設を念願して止まない次第であります。
年頭に当って、皆様方の御健康と御多幸を衷心よりお祈り申し上げます。

活躍するタイヤドーザー

成人を迎えられる

みなさんへ

成人の日を迎えられるみなさんおめでとうございます。心からお喜び申し上げます。

「成人の日」それは青年男女が一人前の日本社会の形成者として門出する日であり、法律によれば「おとなになったことを自覚し、自ら生きぬこうとする青年を祝います」といふこととされています。

みなさんは今日から成人になられたということは、社会的にも、法律的にもオトナ（一人前の人格者）になられたと言うことで、親権者の監督のキツナから解放され、自分の意志で自由に行動できるということになります。

しかし、他人からとやかくいわれなくともよいのだといって、無軌道な行動をしてもよいというのではありません。他人の干渉を排除するかわりに、自分の行動に絶

対責任を負わなくてはなりません。自分も社会の一員であるということ、人間としての道、他人に対する道ということ等をいましめ、己を知り他を愛する人間になっていただきたいと思えます。

成人になったことにより与えられる最大の最も重要な法律上の変化は選挙権の取得だといえるでしょう。選挙権というものは、国民

**己を知り他人を愛し
輝かしい未来へ歩もう。**

主権を基礎とするわが新憲法の下では、国民のもつ最も基本的な権利で、政治をよくしてわれわれの社会を住みよい幸福なものにすることも、反対の方向にこれを導くことも、一にこの選挙権の行使の仕方いかんにかかっています。

また、満二十才になったときに結婚の自由が与えられますが、自由だからといって、安易に結婚し簡単に離婚していたら社会はどうなるでしょうか。社会は万人の連帯の責任の上に成り立っています。一人前の社会人であることは、自分もまたこの社会の発展と平和に重大な責務があることを考えなければなりません。

めざましい技術革新を続けるこの新しい時代は、みなさん方の力によって築かれなければなりません。またみなさんも新しい時代はわれわれ若人が築くのだという気概をもってほしいと思えます。

どうか益々心身共に練磨され、国、町の発展に寄与されることを期待し、輝かしい未来に向けて前進されますようお祈り申し上げます。なお当町の成人式は四月上旬実施する予定です。

県知事表彰

小野塚重作氏



公衆衛生功労者

十四年間にわたり地区の公衆衛生思想の向上とともに蚊とハエのいない町づくり運動を推進する。どぶ川や下水の清掃を部落ちるみで行ない防疫薬剤の散布など献身的に公衆衛生向上のため指導者として努力されたる十二月四日県知事より表彰されました。

**福祉年金
支給は
一月六日から**

年金と

児童手当

四月一日から

児童手当
拡大支給!!

児童手当制度は、児童を養育している人に児童手当を支給することによって、児童の育成の場である家庭における生活の安定をはかるとともに、次代の社会をなす児童の健全な育成と資質の向上をはかることを目的として、昭和四十七年一月一日から実施されましたが、支給の対象となる三人目以降の児童は段階的に拡大されることになっており、最初の年（昭和四十七年一月）昭和四十八年三月）はこれを五才未満の児童とされ

あるときは支給されません。役場では一月より受付を開始しておりますので、該当すると思われる方は、電話、有線（二二二）で照会して下さい。四月に

**「ご存じですか
二級障害者の
老齢福祉年金**

昭和四十六年十一月から、拠出年金に加入されない、六十五才から六十九才までの間で、二級障害のため障害福祉年金を受けることができない者に、七十才前に老齢福祉年金が支給されます。

該当すると思われる方は役場年金係にご相談ください。障害の程度は次の表を参考にしてください。

二級老齢福祉年金が支給される者

障害の程度	障害の状態
一	両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの
二	両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの
三	平衡機能に著しい障害を有するもの
四	咀嚼機能に著しい障害を有するもの
五	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
六	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
七	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
一	両下肢のすべての指を欠くもの
二	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一下肢のすべての指を欠くもの
四	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一下肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの
六	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
七	一上肢のすべての指を欠くもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
〇	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
一	一上肢のすべての指を欠くもの
二	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
三	一上肢のすべての指を欠くもの
四	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
五	一上肢のすべての指を欠くもの

農業委員選挙人

名簿の調整について

今年も農業委員の選挙がある年です。毎年行っており、農業委員選挙人名簿の調整について、昨年十一月に配布しました農業委員会委員選挙人名簿登録申請書の記入については次のようにして下さい。

(1)この申請書に記載する人(農業委員の選挙権を有する人)は、越路町に住所を有し昭和四十八年三月三十一日で満二十歳以上で七十一歳以上の農地について耕作の業務を営む者および同居の親族又はその場合二人

(2)申請書の記入事項はすべて昭和四十八年一月一日現在の状況を記入してください。

(3)耕作面積は世帯で実際に耕作している農地の合計を記入してください。

(4)その世帯の耕作面積により有権者の数は次のようになります。

(イ)十アール以上三十アール未満の場合二人

(ロ)三十アール以上四十アール未満の場合三人
 (ハ)四十アール以上五十アール未満の場合四人
 (ニ)五十アール以上六十アール未満の場合五人
 (ホ)六十アール以上の場合全員

◎この申請書に基づいて、農業委員会委員選挙人名簿が作成され、名簿のついていないと投票もリコールの請求もできなくなりますので記入もれのないように注意して下さい。くわしいことは農業委員会へ問い合わせください。

師走ダブル選挙



投票率
 衆議院 90.8%
 参議院 69.7%

師走選挙となった衆議院総選挙、参議院地方区補欠選挙は雪と出稼ぎ期の悪条件が重なり有権者の出足が心配されたが、十二月十日の衆議院選挙投票日は天候に恵まれ選挙人の関心は予想以上に高く九十一・八三パーセント、四十四年総選挙をしのぐ高成績となった。中でも不在者投票は七百九に達し出稼者の八割近くが不在者投票により一票を投じた。

参議院地方区補欠選挙は一週間後の十二月十七日投票されたが雪にはばまれたことと、補欠選挙という感じからか投票率はふるわず七十パーセントを割る結果となった。

衆議院	参議院
投票総数八、六〇〇	六、六〇一
有効投票八、五四一	六、四三四
無効投票 五九	一六七
候補者別得票数	
衆議院	
田中 角栄	四、七二五
古川 久	三三四
小林 進	一、〇〇四
村山 達雄	九二二
三宅 正一	六四一
大野 市郎	七五六
眞貝 秀二	一五八
参議院	
君 健男	四、三八五
志苦 裕	一、六四七
浦沢与三郎	二七二
佐藤助次郎	一三〇

長岡市火葬場の使用時間が変更

長岡市火葬場の使用は今までは原則的に自宅出棺時間で午前九時・午後十一時・午後一時となっており、一月から自宅出棺時間を廃止し、火葬場到着時間ですることになりました。

火葬場到着時間は
 1 午前十時三十分まで
 2 午後一時三十分まで

なお、霊柩車の火葬場までの所要運行時間は、降雪の有無、交通量等によって多少の差がありますが、おおむね石津・来迎寺地区三十分・岩塚地区四十分・塚山地区五十分ぐらいいですので、これらの運行所要時間を勘案のうえ、自宅出棺されるようご協力ください。

明るいくらしの設計に、災害や老後に備え 郵便局の簡易保険に加入ください

盗難にご用心
 貯金通帳と印カンは 別々に保管ください

長野郵政局

市街化区域の土地の先買い

制度のあらまし

住みよい街づくりのために

昭和四十七年六月、土地の先買い制度など内容とする「公有地の拡大の推進に関する法律」ができました。この法律により、昭和四十七年十一月一日から、市街化区域内における土地の取引が制限されることになりました。みなさんにこの制度のしくみについてご理解いただき、みんなで住みよい街づくりにご協力をお願いします。

土地の先買い 制度の目的は

「わたしたちが、住みまじまじな活動をいとなんでいる街」この町を住みよく、働きよくするためには、道路、公園、福祉施設など計画的に整備する必要があります。しかし、このような施設の整備をするための土地の取得が、おもうようにすすまない傾向にあります。そこで県や町が道路、公園などの公共的な目的のために必要な土地を計画的にしかも先行的に取得することができ、すなわち土地の先買い制度として「公有地の拡大の推進に関する法律」ができ

土地の先買制度とは

これは県や町が公共の目的のために必要な土地を取得するための一つの制度です。この制度を一般的に説明すると、みなさんが土地の売買などを行なおうとするときに、県知事に届出る、公的な機関がその土地を道路、公園、福祉施設などに必要と認めれば、その土地を優先的に譲り受けることができる制度です。これは都市計画法に定められた市街化区域内しか適用されないことに注意ください。

土地の譲渡で 届出が必要なものは

市街化区域内の次のような土地を譲渡しようとするとき(売買や交換など)は、契約をむすぶ前にそのことを県知事に届出する必要があります。届出の受付は越路町役場で行ないます。

①面積が一、〇〇〇㎡以上(約六

- 五坪以下
- ②、①の面積以下でも都市計画で定められた道路、公園などの施設の予定区域内の土地
- ③その他県知事が指定したものはありません。
- ②・③でも次のものは届出の必要はありません。
- (イ)三〇〇㎡未満の土地の譲渡
- (ロ)国、地方公共団体、土地開発公社など一定の公共的な法人に譲渡
- (ハ)農地を農地として譲渡
- (ニ)その他

県や町に自分の土地を買いとってほしいと届出ができます

あなたが市街化区域内の三〇〇㎡以上の土地を県や町で買とってほしいとおもえば、県知事へ届出てください。県や町が利用できるとおもえばその土地を買い取り、この申出の受付は越路町役場で行ないます。

届出や申出をしたらあとは どうなるのか

届出や申出をした土地を公共の目的のために必要だと考えれば協議をさせていただきます。また必要でないときのいずれかの通知を二週間以内になさいます。買取りの協議を行なう通知があった場合はあと二週間(あわせて四週間)以内にみなさんと協議して決定します。

届出や申出の手続きは どうえするのか

届出や申出は県知事あて行ないますが、その受付は越路町役場企画調査室または土木課で行ないます。

届出書や申出書の様式は法律で定められております。

土地の先買い制度の内容、届出が必要となる土地の範囲などわからないことがありましたら、越路町役場企画調査室または土木課にお問い合わせください。

ご協力ありがとうございました

十月一日から行なっております「赤い羽根共同募金」「歳末たすけあい募金」につきましては、皆さまより多大なご協力をいただき、ますますの実績を上げていただきました。厚く御礼申し上げます。

早速町内の生活にお困りの方で、ねたきり老人、一人暮らし老人、心身障害児者等に贈呈致しました。心から御礼のことばを承っておりますので報告いたします。

歳末たすけあい募金

町美術展終る

公民館文化祭行事として美術展が去る十一月二十三日、越路小学校において行なわれました。

- 出品点数六十八点中各部に次のとおり奨励賞が送られました。
- 書道の部 田中 勝江
 - 洋画の部 半藤 一定
 - 日本画の部 中静 啓二
 - 写真の部 白井 弘

工業調査にご協力ください

十二月三十一日を調査日として製造業に属するすべての事業所を対象に、工業統計調査のお願いに伺っております。

まだ記入されていない方は至急記入のうえ、調査員の指定した日に提出してください。

お伺いしている調査員は

- 来迎寺・朝日 小林 恵美さん
- 浦・神谷 岡村 峯吉さん
- 中之島地区 内山 祐孝さん
- 旧石津地区 西脇 秀一さん
- 旧岩塚地区 今井 繁雄さん
- 旧塚山地区

以上の方々です。